

少人数教育について

令和4年6月22日

▶ I 国の動向及び少人数教育の背景となる考え

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

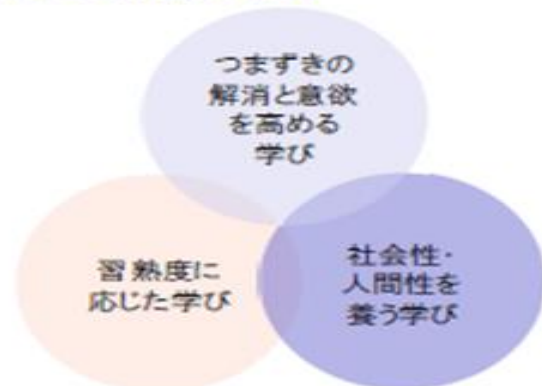
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校[※]の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3)その他(検討規定)【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

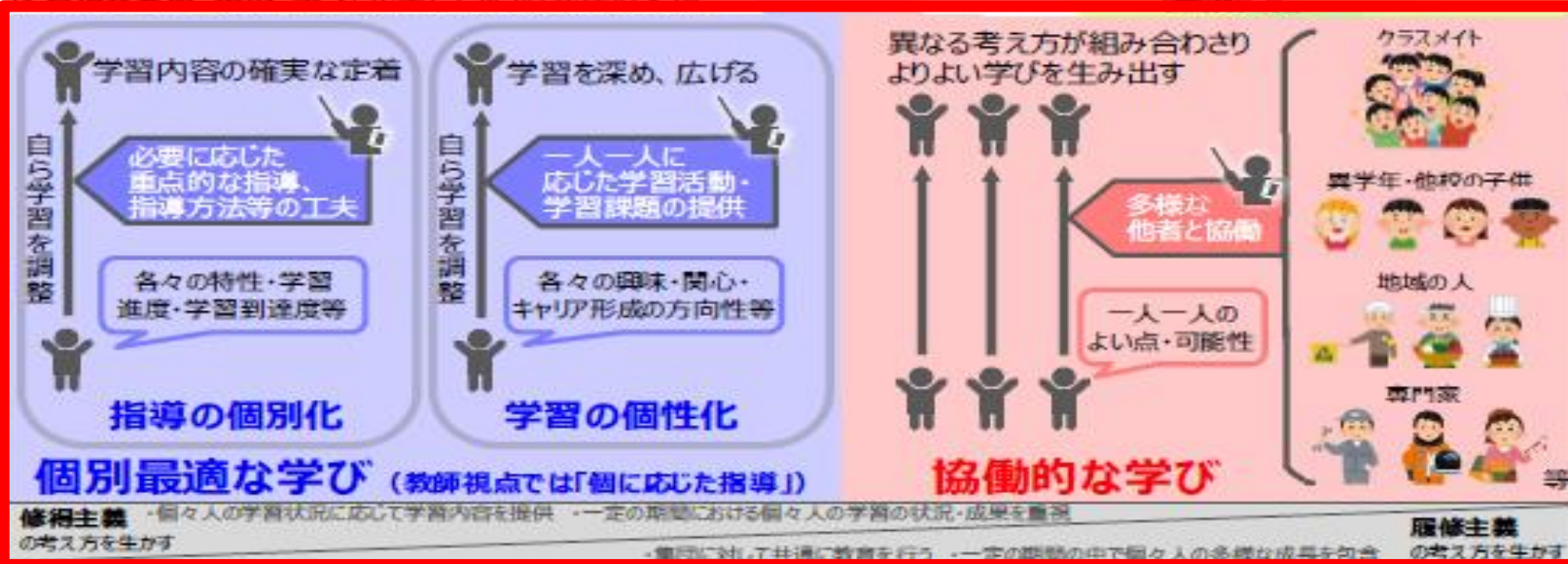
深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達への支援



これからの学校には……一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

※本資料は、「教育課程部会における審議のまとめ」（令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）に基づき、概念を簡明化し図等として整理したものである。

▶ 2 ◎「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について (第十二次提言)【教育再生実行会議】」(※一部抜粋)

(少人数学級)

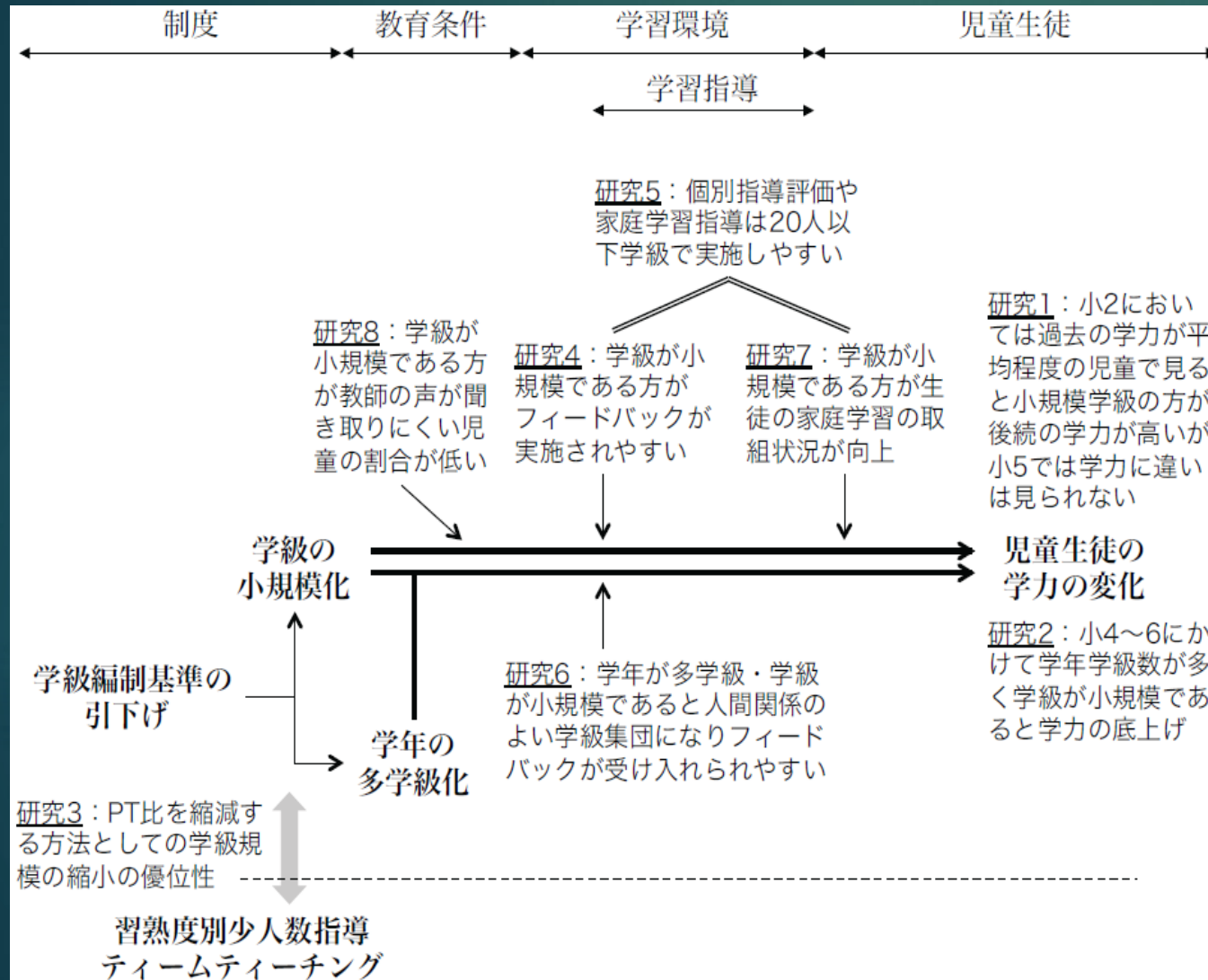
- 教職員定数の適切な配置、質の高い教師の確保、外部人材の活用や少人数学級の効果検証等について、地方公共団体と連携した協議の場における議論等も踏まえつつ定期的に検証・改善を図り、その結果を踏まえ、今の学校の望ましい指導体制の在り方について検討する。その際、少人数学級の効果について多面的な観点から検証を行う。
- 少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチング等のきめ細かな指導や、小学校における専科指導、いじめ・不登校等に係る指導等のための加配定数は、学校現場で極めて重要な固有の役割を担っていることを踏まえ、国は、引き続き必要な教職員定数の確保に努める。

▶ 2 ◎「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について (第十二次提言)【教育再生実行会議】」(※一部抜粋)

(施設設備の整備)

- 国は、地方公共団体が少人数学級に対応した施設整備を計画的に行うことができるよう、施設費国庫負担法に基づく新增築に対し支援を行うとともに、余裕教室の改修や個別施設計画も踏まえ、長寿命化改修の機会を活用した整備を行う際にも必要に応じ支援を行う。また、国及び地方公共団体は、一人一台の情報端末に対応した教室用机(新JIS 規格)、情報端末の充電保管庫等の導入等の普及を図る。
- 国は、安全・安心な教育環境を確保しつつ、多様な学習活動に対応し健やかに学習・生活できる施設環境、複合化・共用化等の効率的・効果的な整備など、新たな学校施設の在り方を「令和時代の学校施設スタンダード」として明確化した上で、老朽化対策と質的整備を一体的に行う長寿命化改修等を通じた積極的な整備を支援する。

▶ 3 学級規模や学年学級数が児童生徒に与える影響（「少人数指導・少人数学級の効果に関する調査研究」調査研究報告書【国立教育政策研究所】）



- ・短期的な学力の変化に着目すると、低学年では学級が小規模である方が児童の学力が高くなる傾向が示唆された。
- ・高学年では学級規模による学力の変化の違いはないことが示唆された。
- ・2年程度の長期的な学力の変化に着目すると、学級規模が小さく学年学級数が多い方が、学力底上げの傾向が示唆された。
- ・学級編制基準を引き下げた場合、学級編制基準による一学級当たり児童生徒数が多い場合と比べると、学級規模縮小と学級数増の両者の効果があいまって、低学力の児童生徒の学力が底上げされることにつながっている。

- ◎ 小学校低学年では、短期的には、過去の学力が平均程度であった児童について見れば、小規模学級に在籍した児童の方が学力が高い。
- ◎ 小学校高学年では、学級規模のみによる学力に違いは見られないが、学級編制基準の引下げによって同時的に起こる学年の学級数が多くなること（多学級数化）という要因を組み合わせると、長期的に学年の学級数が多く、学級が小規模であることで、学力の底上げが見られる。
- ◎ 学級が小規模であることは、教師の声の聞き取りやすさ、児童の学習の様子を見取りやすくなること、家庭学習の取組状況の向上につながり、これらが児童の学力の変化に影響を与えていると考えられる。
- ◎ 学級編制基準の引下げによって同時的に起こる学年の多学級数化は、人間関係に関わる問題がクラス替えによって解決されやすくなることにつながり、さらに学級の雰囲気は教師による指導を受け入れられやすいものになると考えられる。
- ◎ 教師が与える子どもの学習状況に応じた指導の質も、学年の学級数が多いことで頻度が増える教師同士の教材研究等によって高まり、児童生徒が受け入れやすいものになると考えられる。

▶ 4 「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート」より

【小学校】

- 全ての属性（保護者・町民・教職員）において、1学級あたりの児童数が40人及び35人を希望する回答は少数である。
- 保護者、町民においては、1学級あたり30人と回答する割合が過半数を占め、最も多い。
- 現在、町内5小学校の1学級あたりの平均児童数は約29.8人となっており、最も多い回答である30人が現状の実態と一致している。
- 教職員については、1学級あたり25人が最も多くの回答となっている。

【中学校】

- 全ての属性において、1学級あたり30人と回答する割合が過半数を占め、最も多い。
- 小学校と異なり、35人と希望する回答が2番目となったことから、中学校については、集団として、ある一定の人数がいる方がよいとの考えがあるのかもしれない。
- 現在、町内3中学校の1学級あたりの平均生徒数は約35.3人となっており、現状を一致させていくためには、「35人学級」が中学校にも導入することを検討することが必要である
と言える。